

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年5月9日(2013.5.9)

【公開番号】特開2012-166102(P2012-166102A)

【公開日】平成24年9月6日(2012.9.6)

【年通号数】公開・登録公報2012-035

【出願番号】特願2012-135240(P2012-135240)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月22日(2013.3.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

当否判定条件の成立があった場合に、当否判定を行う当否判定手段と、

図柄変動表示条件の成立があった場合に、図柄変動表示を少なくとも実行可能な図柄表示手段と、

先読み予告を少なくとも実行可能な先読み予告手段と、

を備えた遊技台であって、

前記図柄変動表示は、前記当否判定の結果に対応する図柄態様の停止表示を少なくとも含むものであり、

前記先読み予告手段は、前記先読み予告を連続予告として実行可能なものであり、

前記当否判定は、先読みの結果を用いずに行われるものであり、

前記先読み予告手段は、前記連続予告として、複数回の連続した図柄変動表示における各図柄変動表示の実行中に、表示態様の少なくとも一部が共通する先読み予告表示を少なくとも実行可能なものであり、

前記連続予告は、前記複数回の連続した図柄変動表示のうちの少なくとも一回の図柄変動表示が第一の図柄変動表示であっても実行可能なものであり、

前記連続予告は、前記複数回の連続した図柄変動表示のうちの少なくとも一回の図柄変動表示が第二の図柄変動表示であっても実行可能なものである、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項2】

請求項1記載の遊技台であって、

大当たり開始条件の成立があった場合に、大当たりを少なくとも開始可能なものであり、

前記大当たり開始条件は、前記当否判定の結果のうちの大当たりの当否判定結果に対応する大当たり図柄態様が前記図柄表示手段に表示された場合に、少なくとも成立するものであり、

前記図柄表示手段は、前記図柄変動表示を複数の変動時間のうちの一つの変動時間にわたって行った後に前記大当たり図柄態様を表示する第三の図柄変動表示を少なくとも実行可能なものであり、

前記複数の変動時間に含まれる全ての変動時間は、前記当否判定の結果が前記大当たりの当否判定結果以外の結果であることに基づいて決定される変動時間のうちの最も短い変動

時間よりも長い変動時間であり、

前記第二の図柄変動表示は、前記第一の図柄変動表示の後に行われるものであり、

前記第二の図柄変動表示は、前記第三の図柄変動表示である、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項3】

請求項2に記載の遊技台であって、

前記先読み予告手段は、先読み予告条件の成立があった場合に、前記先読み予告を少なくとも実行可能なものであり、

前記先読み予告条件は、前記当否判定の結果が前記大当たりの当否判定結果となる場合であり、且つ第一の予告実行条件の成立があった場合に、成り立つものである、  
ことを特徴とする遊技台。

【請求項4】

請求項3に記載の遊技台であって、

前記第一の予告実行条件は、第一の確率で当選となる第一の予告抽選が行われ、かつ該第一の予告抽選に当選した場合に、成立するものである、  
ことを特徴とする遊技台。

【請求項5】

請求項3又は4に記載の遊技台であって、

前記先読み予告条件は、前記当否判定の結果が大当たりの当否判定結果とは別の当否判定結果となる場合であり、且つ第二の予告実行条件の成立があった場合に、成り立つものである、  
ことを特徴とする遊技台。

【請求項6】

請求項5に記載の遊技台であって、

前記第二の予告実行条件は、第二の確率で当選となる第二の予告抽選が行われ、かつ該第二の予告抽選に当選した場合に、成立するものである、  
ことを特徴とする遊技台。

【請求項7】

請求項3乃至6のうちいずれか1項に記載の遊技台であって、

前記当否判定を実行可能な当否判定手段を少なくとも含む第一の制御手段と、

前記第一の制御手段から送信されてきた複数種類のコマンドを少なくとも受信可能な第二の制御手段と、  
を備え、

前記第二の制御手段は、前記第一の制御手段から受信した前記コマンドに応じた制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記第二の制御手段は、前記第一の制御手段とは別の1又は複数の基板により構成されており、

前記第二の制御手段は、前記先読み予告を行うかどうかを判定する判定手段を少なくとも含むものであり、

前記先読み予告条件の成立があった場合は、前記判定手段によって前記先読み予告を行うと判定された場合のことである、  
ことを特徴とする遊技台。

【請求項8】

請求項7に記載の遊技台であって、

画像を表示可能な画像表示手段を備え、

前記第二の制御手段は、前記先読み予告手段として前記画像表示手段を少なくとも制御可能なものである、  
ことを特徴とする遊技台。

【請求項9】

請求項1乃至8のいずれか1項に記載の遊技台であって、

前記連続予告は、前記図柄変動表示条件の成立があった際に、少なくとも開始可能なものである、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項 1 0】

請求項 1 乃至 9 のいずれか 1 項に記載の遊技台であって、

前記先読み予告手段は、はずれの当否判定の結果を対象にした偽の先読み予告も実行可能なものである、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項 1 1】

請求項 1 乃至 1 0 のうちいずれか 1 項に記載の遊技台であって、

前記図柄変動表示条件は、始動領域への入球を少なくとも一つの条件として、成立する場合があるものである、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項 1 2】

請求項 1 乃至 1 1 のいずれか 1 項に記載の遊技台であって、

前記先読み予告は、前記図柄変動表示の実行中に一旦消えることが可能なものである、ことを特徴とする遊技台。

【請求項 1 3】

請求項 1 乃至 1 1 のいずれか 1 項に記載の遊技台であって、

前記先読み予告は、前記図柄変動表示が実行されている期間中継続して行われる、ことを特徴とする遊技台。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

しかし、昨今の遊技台では、遊技の興趣を向上することが望まれている。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 0

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 1】

本発明は上記事情に鑑み、遊技の興趣を向上することができる遊技台を提供することを

目的とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

上記目的を解決する本発明の遊技台は、

当否判定条件の成立があった場合に、当否判定を行う当否判定手段と、

図柄変動表示条件の成立があった場合に、図柄変動表示を少なくとも実行可能な図柄表示手段と、

先読み予告を少なくとも実行可能な先読み予告手段と、

を備えた遊技台であって、

前記図柄変動表示は、前記当否判定の結果に対応する図柄態様の停止表示を少なくとも含むものであり、

前記先読み予告手段は、前記先読み予告を連続予告として実行可能なものであり、

前記当否判定は、先読みの結果を用いずに行われるものであり、

前記先読み予告手段は、前記連続予告として、複数回の連続した図柄変動表示における各図柄変動表示の実行中に、表示態様の少なくとも一部が共通する先読み予告表示を少なくとも実行可能なものあり、

前記連続予告は、前記複数回の連続した図柄変動表示のうちの少なくとも一回の図柄変動表示が第一の図柄変動表示であっても実行可能なものあり、

前記連続予告は、前記複数回の連続した図柄変動表示のうちの少なくとも一回の図柄変動表示が第二の図柄変動表示であっても実行可能なものである、

ことを特徴とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

本発明の遊技台によれば、遊技の興趣を向上することができる。